

第22回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年12月26日(木) 午後1時30分から午後2時50分
2. 開催場所 妙高市役所 4階 402会議室
3. 出席委員
 - (1) 農業委員(15名)

会長	9番	安原 義之		
会長職務代理者	16番	市川 政一		
委員	1番	渡邊 春男	3番	尾島 和幸
	5番	丸山 善明	6番	荒川 美子
	7番	宮尾 俊一	8番	丸山 嘉之
	10番	飯塚 淳一	11番	内田 芳昭
	12番	斎木 壽次	13番	山川 政明
	14番	霜鳥 勝範	15番	生井 一広
	17番	尾崎 香		
 - (2) 農地利用最適化推進委員(3名)

矢坂 信昭	杉原 福栄	堀川 恒一
-------	-------	-------
4. 欠席委員

2番 東條 進	4番 加藤 謙太郎
---------	-----------
5. 提出議題

報告第52号	10月分許可状況について
報告第53号	農用地利用集積計画変更届出について
報告第54号	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第55号	農地転用事実確認証明等報告について
報告第56号	農地法第3条の3第1項の規定による届出件数報告について
議案第55号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第56号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第57号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第58号	農地法の適用を受けない事実確認願について
議案第59号	農用地利用集積計画について
議案第60号	農用地利用配分計画について
議案第61号	農地利用状況調査に基づく非農地判定について
議案第62号	妙高農振整備計画(農用地利用計画)変更について
6. 職務のために出席した農業委員会事務局の職員

局長 吉越 哲也	次長 西澤 明夫
係長 望月 幸子	主査 竹田 由之
7. 説明のために出席した者 農林課 主事 竹内 風吹

8. 会議の概要

事務局

ただいまより、第22回農業委員会総会を開会します。
総会に先立ち、新たに農業委員に任命された生井 一広委員をご紹介します。
大字上小沢地内に在住の生井委員は、12月20日に開催された妙高市議会12月定例会において、任命同意をいただき、昨日、市長からの辞令書が交付されました。任期は、皆さんと同様に、令和3年3月26日までとなります。
それでは、生井委員より、一言ご挨拶をお願いします。

生井委員

ご苦勞様でございます。
小林征憲さんが辞任され、地域から推薦されて農業委員となりました。生井と申します。
全く農業委員という言葉しか知らなくて、何をするのかよく分かっていなかったので、皆様ご指導の程、よろしく願いいたします。

事務局

つづきまして、本日の出席委員の報告をします。
只今の出席委員は、15名でございます。
欠席届出のあった委員は、2番の東條 進委員、4番の加藤 謙太郎委員です。
それでは、安原会長、お願いします。

会 長

ご苦勞様でございます。
今日は、懇談会のご報告があるということで、推進委員の方からもご出席いただいております。今年最後の総会となります。
歩くには大変良い気候ですが、スキー場関係の方ともお付き合いさせていただいているのですが、なかなか降雪がなく、キャンセルというようなことから、お米の出荷も足踏みしている状況です。
年末年始に向けて、少し降っていただけると大変ありがたいなと思っているところであり、今ほどご紹介をしていただきました、生井さん、この農業委員会に若い方が参加していただけることになりました。地域の方々と連携する中で、農業委員会活動に繋げていただければと思うところであり、
今日は、この後も予定が少し入っていますので、始めさせていただきたいと思えます。

議 長

妙高市農業委員会会議規則第6条及び、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立しておりますので、第22回妙高市農業委員会総会を開会いたします。
最初に議事録署名委員を指名いたします。今回は、12番の齋木 壽次 委員、13番の山川 政明 委員、よろしく願いいたします。
今回の報告事項については5件、議案については、8件のご審議をお願いします。

議 長

これより、議事に入ります。
まず、報告事項ですが、
・報告第52号 10月分許可状況について
・報告第53号 農用地利用集積計画変更届出について
・報告第54号 農地法第18条第6項の規定による通知について
・報告第55号 農地転用事実確認証明等報告について
・報告第56号 農地法第3条の3第1項の規定による届出件数報告について
以上、報告事項5件について、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、1ページ、報告第52号 10月分許可状況について、をご覧ください。
令和元年10月に申請されましたものは、3条申請が4件、4条申請が1件、5条申請が5件でありましたが、いずれも慎重審議をいただきまして、妙高市農業委員会にて許可

となっております。

次に、2ページ、報告第53号 農用地利用集積計画変更届出について、をご覧ください。

11月に届出があったものは、貸借期間の変更ということで、1件です。

貸貸人と賃借人の間では、他の圃場でも貸借契約をしており、その貸借期間と統一にするために期間延長をし、変更するものであります。

次に、3ページ、4ページ、報告第54号 農地法第18条第6項の規定による通知について、をご覧ください。

11月に通知がありました合意解約は、合計19件であります。1番の方は田・畑の両方がありますので、田・畑、別ですと、それぞれ19件、1件で総計20件になります。

内容については、解約後は他の方への貸借や貸借予定、所有権移転済や移転予定などとなっております。

3番は、広島地区の圃場整備地内の解約であります。この圃場は来年度、工事に入るため解約し、圃場整備後は新たな担い手へ貸借するものであります。

広島地区においては、今年度、来年度と工事期間となり、令和3年度より作付開始予定であります。

また、1番や19番については、次なる耕作者を探しましたが、誰もいないということで、草刈り等管理することとなっております。

次に、5ページ、報告第55号 農地転用事実確認証明等報告についてです。

11月に処理しましたものは、農地転用事実確認願いが1件と法務局からの農地の転用に関する照会が1件です。

内容につきましては、両事案とも過去に住宅敷地又は倉庫・車庫敷地として転用許可を受けたものでありまして、現在も引き続き同様の利用をされていることを現地確認により確認し、非農地と判断しております。

次に、6ページ、報告第56号 農地法第3条の3第1項の規定による届出件数報告について、です。

先月、届出のありました相続件数は10件でありまして、あっせん希望はありませんでした。

以上、簡単ではありますが報告案件について説明させていただきました。

よろしく願いいたします。

議長 それでは、事務局の説明に対しまして、質問等がありましたらお願いいたします。

【質問・意見なし】

議長 無いようですので、報告事項5件については、ご了承いただきたいと思います。

議長 次に、議案第55号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書審議について」を上程します。

事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第55号 農地法第3条第1項の規定による許可申請書審議については、7ページをご覧ください。

今月の許可申請は、5件です。

1番については、申請地は、柳井田町4丁目地内、登記地目：田が4筆、登記地積合計1,697㎡であります。

譲受人は、上越市に在住する市内の介護福祉施設の役員で、その施設の隣接地である申請地を購入し耕作していきたいという新規就農者です。

新規就農者ということで、先般、職務代理と担当農業委員、担当推進委員と状況につい

て聞き取り調査を実施しました。

申請に至った経緯は、譲渡人と譲受人は親戚関係にあり、申請地はこれまで譲渡人の仕事等で耕作管理が困難なため、譲受人が作業委託を受けて農作業を手伝って耕作してきた農地で、譲渡人から正式に譲りたいとの要望があったことから、譲受人が譲り受けて耕作するものであります。

主に農作業に従事するのは、譲受人で、農業機械は、現在、軽トラック、トラクター、田植機を所有し、コンバインも親戚や知り合いから借用するとのこと。

農業経験は、実家が農家で子供の頃から農作業の経験もあり、実際に申請地の農作業を耕作してきた経験があります。

譲受人としては、今後は、申請地で生産した米を介護福祉施設の食事に提供し、規模拡大を図っていききたいとのこと。

これまでの経験を生かし、施設を利用される方にも喜んでもらえるように耕作していくとのこと、特段問題ないと判断をいただいたところ。

譲渡人は、仕事もあり農作業への労力がなく耕作管理を続けることが困難であることから、これを機に譲受人に売買により譲り渡すものです。

2番については、申請地は、大字上中村新田地内、登記地目：畑が1筆、登記地積314㎡であります。

譲渡人は、これまで申請地を管理してきましたが、仕事もあり農作業への労力もなく、将来的に耕作管理することが困難なことから、親戚である譲受人に相談したところ、このたび合意に至り、これを機に贈与により譲受人に譲り渡すものです。

3番については、申請地は、大字杉野沢地内、登記地目：田が1筆、登記地積951㎡であります。

申請地は、譲渡人と譲受人との間で、利用権設定し、譲受人が耕作している農地で、今後も、譲渡人は仕事もあり、将来的に耕作管理することが困難なことから、現在耕作している譲受人に相談したところ、譲受人と合意に至り、これを機に売買により譲受人に譲り渡すものです。

4番については、申請地は、大字杉野沢地内、登記地目：田が5筆、登記地積合計2,210㎡であります。

譲渡人は、自営業を営んでおり、将来的に耕作管理することが困難なことから、地域内で農業経営規模の拡大を図っている譲受人に相談したところ、このたび譲受人と合意したことから、これを機に売買により譲受人に譲り渡すものです。

5番については、申請地は、大字田口地内、登記地目：畑が1筆、登記地積289㎡のうち20.02㎡であります。

譲受人は、譲渡人所有農地に地役権を設定したいものであります。

具体的には、石油鋳業株式会社である譲受人が、申請地の地下に既に過去から設置している天然ガス輸送導管の維持・保守管理に支障となる一切の行為を禁止することを目的に、譲渡人と地役権の設定登記について協議した結果、合意に至り、申請地の必要な土地について設定するものです。

以上5件ですが、1番から4番については、耕作面積及び権利を取得する面積が、下限面積の別段面積である10アールを超えていること、及び農地法第3条第2項の不許可の項目に該当しないものと考えます。

5番については、施設の安全な維持・保守管理に必要な権利設定であることから、設定許可して支障ないものと考えます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長

続きます、担当委員の説明をお願いします。

1番については、7番の宮尾 俊一委員、

2番については、12番の齋木 壽次委員、
3番と4番については、13番の山川 政明委員、よりお願いいたします。
なお、5番については、4番の加藤 謙太郎委員が欠席ですので、事務局の説明のみ
とします。

- 7 番 12月18日に市川職務代理、金子推進委員さん、事務局とヒアリングを行いました。
事務局の説明通りで、介護施設のお米を自作で、自給自足したいということで水田面積を
拡張しているということです。周りの方からも管理状況は良いということでもあります。ヒ
アリングの後、現地確認をしましたところ、きれいに管理されておりました。
ヒアリングの中で、新規就農者ということで、農地取得条件等5項目くらい確認してお
ります。以前からされているということで、管理もよく特段問題ないと思いますので、ご
審議の程よろしくお願いいたします。
- 12番 12月2日に事務局と現地確認を行いました。現況は保全管理で管理状況も良好です。
両者は叔父と甥の関係にあたります。今後は、保全管理をするのか耕作されるのか見守
りたいと思います。特段問題ないと思いますので、よろしくご審議くださいますようお願い
いたします。
- 13番 3番と4番について、一括説明させていただきます。
3番について、12月12日に事務局と現地確認を行いました。事務局の説明通りで、
譲渡人は他に耕作しているのですが、仕事をしており手が回らず、譲受人が申請地を耕作
していて隣接した農地を所有していることから、売買にて譲り受けるものであります。特
段問題ないと思います。
4番についてです。12月5日に事務局と現地確認を行いました。譲渡人は、旅館業を
営んでいて耕作に手が回らないということで、売買となりました。譲受人も40代のやる
気がある若者であります。特段問題ないと思います。よろしくご審議くださいますようお願い
いたします。
- 議 長 それでは、議案第55号の質疑を行います。
質問、意見等がありましたらお願いします。
- 12番 1番の対価額ですが、親戚ということではありますが高いと思われるのですが、
譲受人についてですが、上越市で営農されているのでしょうか。
- 事務局 対価額についてですが、柳井田町ということで、周りも宅地に囲まれている農地という
ことで、双方で宅地並みと聞いております。
また、上越市では、農地を所有していないということを確認しております。
- 会 長 5番についてですが、地役権設定ということで、他にもあろうかと思いますが、全て地
役権を設定しているのでしょうか
- 事務局 今回の件につきましては、地役権が設定してあるべきはずのものだったということとし
た。周囲の状況から判明し、今回の申請に至ったものです。今後も設定されていないもの
があれば、申請し設定されるということでもあります。
- 会 長 地役権を設定されると、非常に厳しい条件の中で、乗り入れ部分に地役権を設定される
と、ほ場に入ることができないという箇所もなくはなく、ほ場や畑が耕作できず荒れてし
まったというところがありますので、申請が出されたら立地等を加味していただき、確認
していただきたいと思います。

- 議 長 他にありませんか。
無いようですので、これにて質疑を終わります。
- 議 長 これより、議案第55号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を採決
します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
- 【「異議なし」の声あり】
- 議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第55号については、許可することに決定しました。
- 議 長 次に、議案第56号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を上程しま
す。
それでは、事務局の説明をお願いします。
- 事務局 議案第56号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書審議については、8ページ
をご覧ください。
今月の許可申請は、1件です。
1番について、申請地は、大字関山地内、登記地目：田が1筆、登記地積8,631㎡
のうちの実測面積79.14㎡です。
位置図は、資料No.2及びNo.7をご覧ください。
申請地は、関山駅からおおむね300m以内の区域であることから第3種農地です。
申請者は、申請地に住宅増築とそれに伴う宅地の拡張を希望しています。
ただし、本案件は、追認案件であります。
内容は、この度この住宅と宅地を売買する計画が持ち上がり、土地建物を調査した結果、
平成16年に住宅を増築した際に、隣接の申請農地にまたがっていたことが半明し、その
当時に転用の手続きを経ずに整備したものであることから、今回の申請に至り、申請人に
指導したものであります。
それを受けて、申請地への増築に関し、申請人から始末書の提出がありました。
本件については、農地法を十分に理解していなかったことが原因で、自己所有農地での
やむを得ない事情によるものであり、許可して差し支えないと考えます。
よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。
- 議 長 続きまして、担当委員の説明をお願いします。
12番の斎木 壽次委員、よろしくお願い申し上げます。
- 12番 12月11日に事務局と現地確認を行いました。
事務局の説明通りで、追認案件ということでやむを得ない事情を皆様にご理解いただき
たいと思います。この場を借りまして、事務局にご質問なのですが、平成16年当時は農
地の上に建物が建つ場合に建設課との確認はなかったからこのようなことがあるのかと
思うのですが、現在は建設課との確認をされているということでしょうか。
- 事務局 今年の6月に転用許可前の事前着工の事案が生じてから、建設課といろいろ協議をいた
しまして、今は定期的に建設課に出された建築確認、県へ提出される書類を確認し、その
ようなことがないように事前に調査しているところであります。
- 議 長 それでは、議案第56号について質疑を行います。

質問、意見等がありましたらお願いします。

【質問・意見なし】

議長 無いようですので、これにて質疑を終わります。

議長 これより、議案第56号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第56号については、許可することに決定しました。

議長 次に、議案第57号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を上程します。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第57号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書審議については、9ページ及び位置図をご覧ください。
今月の許可申請は2件です。
1番について、申請地は、大字十日市地内、登記地目：田が2筆、登記地積合計28.12㎡です。
位置図は、資料No.1及びNo.8をご覧ください。
申請地の農地区分は、周辺を道路等に囲まれ、付近の一団の農地から分断された農地であることから、他の農地区分のいずれにも該当しない、いわゆるその他2種に該当するものと思われまます。
譲受人は、主に自宅の冬季堆雪場を確保するために拡張を求めていたものであり、隣接する申請地は最適地と判断しました。
譲受人は、申請地を贈与で譲り受けて、冬季の堆雪場として宅地の拡張を希望しています。
2番について、申請地は、月岡1丁目地内、登記地目：田が4筆、登記地積合計3,300㎡です。
位置図は、資料No.1及びNo.9をご覧ください。
申請地は、都市計画法の第1種住居地域であることから、第3種農地です。
譲受人は、申請地を購入し、9区画の宅地の造成整備することを希望しています。
なお、本事案については、許可面積が3,000㎡を超えるため、今月18日に農地部会を開催し、議案内容と現地の確認をしていただいたところであります。
今回の総会で許可相当の議決を賜った場合には、1月の新潟県農業会議の常設審議委員会に諮問する案件であることを申し添えます。
以上、2件ですが、転用計画、資金計画及び資金計画の確認書類を確認した結果、特段問題ないと考えます。
よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長 続きまして、担当委員の説明をお願いします。
1番については、14番の霜鳥 勝範委員、
2番については、16番の市川 政一委員より、お願いします。

14番 12月4日に杉原推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。
特段問題ないと考えますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

16番 12月16日に矢坂推進委員さんと事務局で現地確認を行いました。
申請地は月岡1丁目地内で、市道広島稲塚線の東側にあたります。付近はすでに月岡住宅団地が形成されており、申請では農地4筆、3,300㎡を転用し、9区画の宅地造成と乗り入れ等を計画するものです。

現地確認では、転用後付近の農道や水路に支障は生じません。以上のことから、特段問題ないと考えますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

なお、近年当該地域では、宅地造成が増大し、この位置図でも18区画が造成するということが、事業完了しておりますが、そのうち住宅建築済が8棟、基礎工事に着手したものが2棟あります。住宅の建築については、早期に完了するように願っておりますが、その推移について十分注視していきたいと考えております。

議長 続きまして、2番については、事前に農地部会の皆様から現地を確認していただきました。丸山農地部会長、よろしくお願ひします。

農地部会長 18日の午後に農地部会を開催いたしました。
申請内容の説明を受けて、現地確認を実施しましたが、住居地域で保育園、小学校の近くで生活条件が良いところで、転用といたしましては部会として問題ないことになりました。分譲できるのか、除雪の問題がありましたが、先程の事務局の説明のとおりであります。

議長 それでは、議案第57号について質疑を行います。
質問、意見等がありましたらお願ひします。

【質問・意見なし】

議長 無いようですので、これにて質疑を終わります。

議長 これより、議案第57号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第57号については、許可することに決定しました。

議長 次に、議案第58号「農地法の適用を受けない事実確認願について」を上程します。
事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第58号 農地法の適用を受けない事実確認願については、10ページをご覧ください。

今月の確認願は、1件です。

申請地は、大字杉野沢地内、登記地目：畑が3筆、登記地積合計1,259㎡です。

位置図は、資料No.2及びNo.5をご覧ください。

申請地は、時期は不明とのことでしたが、30年以上前から、耕作する労力がなく畑として耕作されなくなったことから、管理されなくなり、周囲の山林とともに山林原野化し

ている状況を確認しました。

申請農地については、現地の状況や周囲の環境などの状況を確認し、今後も農地としての活用が見込めないことから、調査地を非農地と判断し、農地法の適用を受けないことを確認して特段問題ないと考えられます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議 長 続きまして、担当委員の説明をお願いします。
13番の山川 政明委員より、お願いします。

13番 12月12日に事務局と現地確認を行いました。
申請人の親が耕作していたのですが、申請地が山林の中にあり、自宅から遠いため耕作しなくなったものと思います。現場を見ると、非常に条件が悪いので特段問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 それでは、議案第58号の質疑を行います。
質問、意見等がありましたらお願いします。

会 長 位置図を見ると田んぼの形をしているところが見られますが、この周りは現状どうなっているのでしょうか。

事務局 近くに圃場整備した田んぼがあるのですが、この申請地までの周りの農地は森林化している状況になっております。その中にポツンとあった農地であります。

会 長 周りは非農地証明等で除外されているのですか。

事務局 これから確認したいと思います。

議 長 他にありませんか。
無いようですので、これにて質疑を終わります。

議 長 これより議案第58号「農地法の適用を受けない事実確認願について」を採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第58号については、許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第59号「農用地利用集積計画について」を上程します。
議案59号のうち、115番から127番までは農業委員会法第31条の「議事参与の制限」にかかる案件ですので、115番から127番を除く、1番から114番までの114件を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 11ページ 議案第59号 農用地利用集積計画について、をご覧ください。
最初に、議案の訂正をお願いします。
12ページ13番、面積が2,349㎡となっておりますが、正しくは466㎡です。
次に23ページ、92番の面積について10,329㎡となっておりますが、正しくは10,329.02㎡です。
そして、28ページの合計で新規の田が、540,030.70㎡です。

再設定の田が、165,232.15㎡です。合計面積が、705,262.85㎡です。新規の合計が、549,754.70㎡です。再設定の合計が、165,232.15㎡です。最終的な合計が、714,968.85㎡です。以上、申し訳ございませんが訂正をお願いいたします。

それでは、内容の説明に入りますが、今月は、新規設定、再設定、合わせて合計127件となっています。

まずは、そのうちの114件について説明いたします。

初めに新規設定です。主だったものを説明しますと

11ページ、5番、6番の方については、広島地区の圃場整備事業に関連したものでありまして、借受人は圃場整備地内での新たな耕作者とならないため、圃場整備地外の農地を新たに借り受けるものであります。

12ページ12番の契約内容、コシヒカリ玄米38kgと端数となっていますが、これはこの面積2,349㎡で玄米90kgとのことから、10aあたりに換算したものです。

次に15ページから22ページまでは、農地中間管理事業を利用した貸付となります。20ページの72番までは広島地区圃場整備に係るものです。地籍は一部、上百々地籍が入っています。期間は15年間で賃借料も一律12,000円となっています。

地目は現在、田と畑のところがありますが、整備後は全て田となる予定であります。

73番以降は、個別の事案でありまして、耕作者からの相談分となっています。

賃貸借期間や賃借料につきましては、それぞれ、出し手と受け手の間において話し合いにより決定したものであります。

それぞれの受け手につきましては、このあとの議案第60号の農用地利用配分計画について、で説明させていただきます。

次に、23ページからの再設定をご覧ください。

再設定であります。23ページ96番、24ページ101番の方は、以前より管理状態が適切でないとのことで名前が上がる方ですが、申請受付の際に、本人と面談をいたしましたところ、周りの人達より作業が遅れており、一般的な適切管理でないことは本人も承知しておられてはいますが、間に合わないのが現状であるとのことです。ただ、来年は解約により若干面積が減ったので、頑張っていきたいとのことで、適正管理となるよう指導したところであります。

26ページ、113番についてですが、この借受人については農地中間管理事業を利用した賃貸借に移行してきておりますが、この圃場については未整備のため、引き続きの再設定としたとのことであります。

他は、引続きの再設定であり、特に問題がないと思われまます。

以上、市長への農用地利用集積の計画要請の内容につきましては、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長 それでは、議案第59号の1番から114番について質疑を行います。
質問、意見等がありましたらお願いします。

会長 96番の借受人は、おいくつくらいの方ですか。

事務局 50歳です。

会長 若い方ですね。
今年は稲刈り終わりましたか。

事務局 今年は何とか終わっております。

議 長 他にありませんか。
無いようですので、これにて質疑を終わります。

議 長 これより、議案第59号「農用地利用集積計画について」、1番から114番を採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第59号のうち、1番から114番については、市長に要請することに決定いたしました。

議 長 続きまして、同じく議案第59号「農用地利用集積計画について」のうち、115番から127番を上程します。115番から127番については、私に関する案件ですので、農業委員会法第31条の規定による「議事参与の制限」に該当するため、議長を職務代理に交代のうえ退席します。

【安原会長退席】

議 長 (職務代理) それでは、議案第59号「農用地利用集積計画について」のうち、115番から127番について、事務局の説明をお願いします。

事務局 続いて、26ページ115番から28ページ127番について説明いたします。
115番、116番につきましては、新規設定で、貸付人からの要望によって賃貸借したいものですし、117番以降は再設定となっております。
賃貸借料は借受人の統一したものとなっております、期間についてはそれぞれの貸付人に応じての対応となっております。
経営面積、従事日数など要件を満たしておりますので、問題ないと思われまます。
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 (職務代理) それでは、議案第59号の115番から127番に関する質疑を行います。
質問、意見等がありましたらお願いします。

【質問・意見なし】

議 長 (職務代理) 無いようですので、これにて質疑を終わります。

議 長 (職務代理) これより、議案第59号「農用地利用集積計画について」、115番から127番を採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 (職務代理) ご異議なしと認めます。
よって、議案第59号のうち、115番から127番については、市長に要請することに決定いたしました。
それでは、安原会長の退席を解除します。

【安原会長復席】

議 長
(職務代理)

問題なく承認されました。

議 長

議長を交代しまして、安原が進行させていただきます。
続きまして、議案第60号「農用地利用配分計画について」を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局

29ページ 議案第60号 農用地利用配分計画について をご覧ください。
これは、先ほどの議案第59号にて決定いただいた集積計画のうち、農地中間管理機構である新潟県農林公社が農地の借り手へ農地を貸し付ける際の手続きとなります。
市が作成しました案をもとに、農業委員会で審議をしまして、意見を付して市へ回答するものです。
個別の出し手につきましては、右側の摘要欄に番号を付しましたので、照らし合わせてご確認をお願いいたします。
6番の方は、上越市在住の方であり、耕作状況については上越市での耕作分を含んでおります。
なお、広島地区の配分計画については、来月1月の総会にて上程予定であります。
これは、地元地区との以前からの相談により、配分計画の県公告日を3月末までに終わらせたいとのことからであります。
以上、宜しくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議 長

それでは、議案第60号に関する質疑を行います。
質問、意見等がありましたらお願いします。

会 長

5番の賃借料についてですが、両善寺の種場も関係してくるかと思うのですが、独自に決められるかと思うのですが、どのように決められているのでしょうか。
もし教えていただければ、お願いします。

事務局

価格設定が、構成員、構成員外、整備地、未整備地で6段階に分かれていたかと思いません。

5番

構成員になっていない方の価格です。構成員になっていると10,000円です。
構成員となっていない方に価格の差がでております。

議 長

他にありませんか。
無いようですので、これにて質疑を終わります。

議 長

これより、議案第60号「農用地利用配分計画について」、を採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長

ご異議なしと認めます。
よって、議案第60号については、市長に要請することに決定いたしました。

議 長

次に、議案第61号「農地利用状況調査に基づく非農地判定について」を上程します。

事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第61号 農地利用状況調査等に基づく非農地判定については、30ページ以降をご覧ください。

本年7・8月に委員さんから実施していただいた農地パトロール・農地利用状況調査の結果を受けて、9月第2週から11月第2週までの間で、担当農業委員さん、担当推進委員さん、市民税務課の資産税担当職員、農業委員会事務局職員で、実施しました。

過去に、A分類農地 遊休農地と判定された箇所について、現状を確認していただき、非農地化、保全管理、耕作再開に分類されたものを、再度現地確認いたしました。

ただし、前年度パトロールで区域内の非農地判定が完了していない個別班、妙高地域の2班と新井南部地域の2班については、引き続き、昨年確認できなかったB分類（荒廃農地）と考えられる農地の現状を、再度確認いたしました。

本案で提案させていただいたものは、農地の現状が非農地と判定確認された、10月中に確認していただいた新井地域、矢代地域、斐太地域の一部、妙高地域についてまとめたものです。新井地域、矢代地域、斐太地域につきましては今までA分類（遊休農地）に判断されていた農地について、現況を確認していただいた中で非農地化しているものです。妙高地域につきましては、今年の引き続きで非農地判定が終わらなかったところを確認したものとっております。

なお、最後11月に確認していただいたものは、1月に提案する予定でおりますので、よろしくお願いたします。

それでは、45ページの合計欄をご覧ください。

今回の非農地と判断した合計筆数は、772筆で、合計面積は、287,728.76㎡、約28.8haとなりました。市全体の農地面積：3,414haの約0.8%です。

先月の判断したものと合計しますと、約1.7%、62.2haとなります。

今回、非農地判断とした現地の状況は、現地踏査により、森林度合いが高い土地や、現地に雑木が繁茂しているなど、明らかに原野もしくは山林と判断された個所としました。

今後も、農地パトロールを一層推進し、非農地として判断すべき土地は確実に処理したいと考えていますので、ご協力の程、よろしくお願いたします。

議長 続きまして、現地を確認した委員の説明をお願いします。

新井地域については、17番の尾崎 香委員、矢代地域の大字上中、三本木新田、志、菅沼については、8番の丸山 嘉之委員、大字西野谷、両善寺、斐太地域の大字三ツ俣については、5番の丸山 善明委員、妙高地域については、12番の斎木 壽次委員より、お願いたします。

17番 10月14日の午前中に現地確認を行いました。

どこも山林化、原野となっております。高齢となり担い手が少なくなり、長い間放置されていたのが一目でわかるような状況でした。今、耕作している農地を次世代に繋げていけるよう県、市、地域との連携が非常に大切だと感じました。

8番 10月15日に現地確認を行いました。

概ね木が生い茂っていて、農地としては見られないような状態でした。

一部、屋敷として保全しているところが見られました。

5番 10月15日に現地確認を行いました。

45番から58番までは杉林となっておりますし、小さな雑木が生えており、原野化している状況です。59番から78番は、山の中にあり30年以上耕作をしておらず、杉林と雑木の林となっております。

- 12番 ほとんどが畑でございまして、田については、以前は耕作していたが周りが林であると未整備地で条件が悪く、荒れざるを得ない状況でした。畑は、非常に手の係るものですから杉林が隣接している土地、交通の便が悪いところがほとんどでした。やむを得ない事情であるのかなと思いました。
- 議長 それでは、議案第61号に関する質疑を行います。
質問、意見等がありましたらお願いします。
- 会長 登記簿上の所有者ですが、江戸時代のような名前の方もいるのですが。
- 事務局 カタカナで表記されているものは、相続が終わっていない方でありまして、漢字表記の中にも済んでいないものがあります。あくまでも登記簿上の所有者でありまして、通知につきましては、管理している方へ送付しております。
- 会長 非農地証明ならまだしも、集積計画で相続されていない方がたくさんおられるかと思えます。そういう時は、どういう指導をされているのでしょうか。
- 事務局 集積計画につきましては、農業経営基盤促進法という法律に基づいて貸借を行っております。現在の制度ですと、未相続の場合は相続人の過半を超える同意がないとできないという制度になっておりまして、それに基づいて事務処理を行っております。たまにご相談をいただくのですが、過半を超える同意がない場合は貸借できないとお断りし、受付できないとさせていただいております。
- 会長 受付できないと誰も耕作されないといった場合があるかと思えます。
事務作業も大変かと思えます。
- 事務局 そういったことで農地の荒廃に繋がっていくのかと思いますが、法律で定められていることであり、今後検討していかなければならないとは思っています。
- 会長 非農地証明が、1.7%とのことでしたが最終的にどのくらいになりそうですか。
- 事務局 来月分については、現在算出中であり、今月と同じくらいであろうかと思っております、2.5%くらいかと思えます。
- 議長 他にありませんか。
これにて質疑を終わります。
- 議長 これより、議案第61号「農地利用状況調査に基づく非農地判定について」、を採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
- 【「異議なし」の声あり】
- 議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第61号については、許可することに決定いたしました。
- 議長 続きまして、議案第62号「妙高農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について」を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第62号 妙高農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について 46ページをご覧ください。

令和元年12月16日付けで妙高市長より、農業委員会会長宛てに計画変更に対する意見を求められました。

変更内容につきましては、農用地区域への除外となっています。

詳細につきましては、このあと、農林課竹内主事のほうから説明させていただきますが、農業委員会としてこの計画変更について、ご審議いただき、ご意見をいただきたいものがありますので、よろしく願いいたします。

では、農林課担当から説明させていただきます。

農林課 それでは、議案第62号「妙高農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更」について、ご説明いたします。48ページをご覧ください。本件は、妙高農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外が2件となっております。

はじめに、大字杉野沢ほかの除外案件ですが、49ページから58ページをご覧ください。令和元年11月26日の第21回妙高市農業委員会総会にて非農地判定された農地の内、農振農用地に該当する農地を除外する案件となります。非農地判断された農地711筆、31万3,951㎡の内、農振農用地に該当する農地488筆、19万7,165㎡について、一体的な土地利用に支障を及ぼす恐れがない土地かを、周辺の農業用排水路や農用地等に支障を及ぼす恐れがない土地か判断した結果、488筆全てにおいて支障がないと判断されることから、当該地の除外については、必要かつ適当であると判断したものでございます。

なお、これまで非農地判断され、農振農用地に該当する農地については、基礎調査による農業振興地域整備計画の見直しにより、農振除外することとして手続きを行ってきておりませんでした。令和元年度より非農地判定された農地で農振農用地に該当する場合は、その都度農振除外の手続きを行う方針としております。そのため、今回の農業委員会総会にて非農地判定された農地については、本除外手続き終了後に除外手続きを行うこととしております。

最後に、上百々2丁目地内の除外案件ですが、59ページから61ページをご覧ください。場所は新井コロナ付近の農地であり、申請は住宅の建築を希望する方からの提出であります。申請者の息子夫婦が上越市から妙高市への転入を計画しており、子どもを預けるために申請者の現住宅付近であること、保育園・小学校等施設が近隣で利便性が高いこと、冬期間の除雪等の利便性が高いことなどの条件の下、当該地を宅地とするために除外を行うものであります。当該地は田であります。開発面積は必要最小限としています。また、周辺農地に悪影響を及ぼさないよう生活雑排水は下水道へ接続し、雨水は側溝で処理することとしています。

当該地以外では近隣の農振白地地内での選定を行いました。いずれも必要面積や地権者の同意が得られなかったものです。しかし、当該地は、隣地が倉庫であり集落と接続していることから周辺農地に及ぼす影響が少ないこと、市道2級路線に面しており、冬期間の利便性が高いことなどを踏まえ選定したものであり、宅地への変更は必要かつ妥当であると判断したものでございます。

以上、議案第62号についての説明であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長 それでは、議案第62号に関する質疑を行います。
質問、意見等がありましたらお願いします。

会長 非農地証明が先で、その後に農振除外するものなのでしょうか。
これが当たり前ののでしょうか。

農林課 2パターンございまして、1つ目は農林課の方から基礎調査ということで、調査後に除外をする計画の見直しと、2つ目が今回行うような非農地判断されたものを農用地から除外するというもので、国からのガイドラインに基づくものとなっております。

会 長 農林課が先に農振除外した地域についても、農業委員会に戻され非農地判定するというケースもあるということですか。

農林課 そういうこともあります。

会 長 山間部が大変かと思うのですが、国の事業で中山間地の直接支払が対象になっているかと思うのですが、この中には入っていないですね。

農林課 事前に確認しているので、入っておりません。

議 長 他にありませんか。
無いようですので、これにて質疑を終わります。

議 長 これより、議案第62号「妙高農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について」、を採決します。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第62号については、特に意見なしとして同意することに決定いたしました。

議 長 これで議案の審議については全て終了いたしましたので、第22回農業委員会総会を閉会します。

以上

この議事録は、農業委員会等に関する法律第33条に基づいて作成したものである。

妙高市農業委員会会長 安原 義之